**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第十条第一項第三号の項中「第百十九条第二項において」を「以下」に改め、同表第二十四条第二項各号列記以外の部分の項中「の各号に掲げる」を「に掲げる」に、「の各号（第四号を除く。）に掲げる事項」を「に掲げる事項（第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）」に改める。

第四条第一項の表第五十三条第二項の項を削り、同表第八十一条第一項の項中「第七条第一項」を「第七条第二項」に改める。

第六条第二項中「、前項の規定により当該年度までに長期経理に繰り入れられた金額の合計額の範囲内において」を削り、「受けて当該」を「受けて」に改める。

第十四条第一項の表第九十七条の項及び第九十八条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第九十七条第一項 | 法第四十五条第一項 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十八号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十五条第一項 |
| | 組合（当該給付が長期給付である場合には、連合会） | 存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。） |
| 第九十八条各号列記以外の部分 | 組合 | 存続組合 |
| 第九十八条第一号 | 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号 | 旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を有する者の氏名及び住所 |

第十四条第一項の表第百十四条第一項第五号の項中「組合員期間等」の下に「（以下「組合員期間等」という。）」を加え、同表第百十四条第一項第七号の項中「（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）」を削り、同表第百十四条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百十四条第二項第二号 | 組合員期間等のうち組合員期間 | 旧適用法人施行日前期間 |

第十四条第一項の表第百十四条の二十六第二項第七号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百十四条の二十六第二項第八号 | 組合員又は組合員であった者が組合員期間等のうち組合員期間 | 旧適用法人施行日前期間を有する者が旧適用法人施行日前期間 |

第十四条の二中「（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四条の三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同条第三項中「身上報告書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第三条**　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項後段の規定によりなおその効力を有することとされた改正前国共済施行規則第九十二条第一項（改正前国共済施行規則第九十五条第四項、第九十五条の二第三項及び第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、改正前国共済施行規則第九十二条第一項中「毎年、財務大臣」とあるのは「財務大臣」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、組合は、財務大臣の定めるところにより、被扶養者を有する組合員に対し、毎年、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と読み替えるものとする。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

**第四条**　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「書類」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改め、同条第二項中「、亡失の場合を除き適用証明書を添えて」を削り、「申請書を、」の下に「亡失の場合を除き適用証明書と併せて」を加え、同条第三項中「第一項の規定により適用証明書が添えられた」を削る。

第四条第一項中「届出書に」を「届出書を」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第五条第一項中「請求に係る請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改める。

第六条中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、施行規則第百十四条第二項第二号又は第百十四条の二十六第二項第八号に掲げる年金加入期間確認通知書の提出は、必要ないものとする。

**○財務省令第二十五号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十一条第一項中「百九十三人」を「百九十六人」に改める。

第百九十三条第一項中「百七十八人」を「百七十七人」に改める。

第百九十六条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号に次のように加える。

ナ　前払式支払手段発行者

ラ　資金移動業を営む者